

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第63号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第7条地球温暖化対策室の款第5号中「限る。）」の右に「及び市民協働発電制度運営主体選定委員会」を加える。

第8条防災危機管理室の款中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7から第9号までを2号ずつ繰り上げ、第10号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 防災会議及び国民保護協議会並びに帰宅困難者観光地対策協議会（室が所管する事務に関するものに限る。）に関すること。

第8条防災危機管理室の款第11号を同款第10号とし、同条人事部の款人事課の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 京都市職員の分限に関する条例第9条に規定する委員会及び職員懲戒審査委員会に関すること。

第8条人事部の款給与課の項第5号中「特別職報酬等審議会」を「公務災害等認定委員会、公務災害等補償審査会及び特別職報酬等審議会」に改める。

第8条財政部の款財産活用促進課の項第25号中「不動産評価委員会及び土地利用審査会」を「土地利用審査会、不動産評価委員会及びネーミングライツ審査委員会」に改め、同款契約課の項に次の1号を加える。

(9) 契約審査委員会に関すること。

第9条市長公室の款第19号を同款第20号とし、同款第18号の次に次の1号を加える。

(19) 市民憲章推進者表彰審査会及び市民憲章推進会議に関すること。

第9条市民協働政策推進室の款中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市民参加推進フォーラムに関すること。

第9条国際化推進室の款中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ず

つ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 多文化施策懇話会及び国際化推進プラン点検委員会に関すること。

第10条共同参画社会推進部の款男女共同参画推進課の項第4号中「男女共同参画審議会」の右に「及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者条例」という。）第16条に規定する委員会（部が所管する公の施設に関するものに限る。）」を加え、同条地域自治推進室の款第23号中「町名、町界変更審議会」を「指定管理者条例第16条に規定する委員会（第26号の公の施設に関するものに限る。）」、地域コミュニティ活性化推進審議会、控除対象特定非営利活動法人審査委員会及び町名、町界変更審議会」に改め、同款第26号中「市民活動総合センター」を「市民活動センター」に改め、同条市民生活部の款人権文化推進課の項第5号中「奨学金等返還事務監理委員会」を「指定管理者条例第16条に規定する委員会（第7号の公の施設に関するものに限る。）及び奨学金等返還事務監理委員会」に改め、同条文化芸術都市推進室の款第8号中「京都文化芸術都市創生審議会」を「指定管理者条例第16条に規定する委員会（第11号の公の施設に関するものに限る。）」、京都文化芸術都市創生審議会、文化功労者審査会、京都市芸術新人賞・京都市芸術振興賞選考委員会及び芸術文化特別奨励制度審査委員会」に改め、同款文化財保護課の項第5号中「文化財保護審議会」の右に「、指定管理者条例第16条に規定する委員会（第6号の公の施設に関するものに限る。）」、外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会、京都を彩る建物や庭園審査会、京都岡崎の文化的景観保存計画策定委員会及び京都をつなぐ無形文化遺産審査会」を加え、同項第6号中「考古資料館」の右に「及び文化財建造物保存技術研修センター」を加え、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第10条市民スポーツ振興室の款中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（第6号の公の施設に関するものに限る。）及び京都スポーツの殿堂委員会に関すること。

第11条商工部の款産業総務課の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（第7号の公の施設に関するものに限る。）

第11条新産業振興室の款第10号中「地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委

員会」を「京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）第26条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会」に改め、同条観光MICE推進室の款中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 補助金条例第26条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）、帰宅困難者観光地対策協議会（行財政局の所管に属するものを除く。）及び大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会に関すること。

第12条保健福祉部の款保健福祉総務課の項第9号中「及びみやこユニバーサルデザイン審議会」を「、みやこユニバーサルデザイン審議会及び福祉有償運送運営協議会」に改め、同款監査指導課の項に次の1号を加える。

- (4) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（局が所管する公の施設に関するものに限る。）に関すること。

第12条生活福祉部の款地域福祉課の項第14号中「医療扶助審議会」を「民生委員推薦会及び医療扶助審議会」に改め、同条子育て支援部の款児童家庭課の項第12号中「子ども・子育て会議」を「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会及び子ども・子育て会議」に改め、同条長寿社会部の款長寿福祉課の項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 高齢者施策推進協議会に関すること。

第13条都市企画部の款都市総務課の項中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（局が所管する公の施設に関するものに限る。）に関すること。

第13条都市企画部の款都市計画課の項第13号中「及び土地利用調整審査会」を「、土地利用調整審査会及び駅周辺等にふさわしい都市機能検討委員会」に改め、同条都市景観部の款景観政策課の項第11号中「美観風致審議会」を「開発審査会、景観審査会、美観風致審議会及び京都景観賞審査委員会（屋外広告物適正化推進室の所管に属するものを除く。）」に改め、同項第12号及び第13号を削り、同項第14号を同項第12号とし、同条屋外広告物適正化推進室の款に次の1号を加える。

- (6) 京都景観賞審査委員会（屋外広告物に係る賞の選考に関するものに限る。）に関すること。

第13条建築指導部の款建築審査課の項第27号中「建築紛争調停委員会」の右に「及び構造基準適合性調査委員会」を加え、同条歩くまち京都推進室の款に次の1号を加える。

- (7) 京北区域過疎地有償運送運営協議会及び雲ヶ畑区域公共交通検討協議会に関する  
こと。

第14条建設企画部の款建設総務課の項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（局が所管する公の施設に関するものに  
限る。）に関する  
こと。

第14条建設企画部の款建設企画課の項第7号中「限る。）」の右に「及び京都高速道路  
検証専門委員会」を加え、同条水と緑環境部の款緑政課の項中第16号を第17号とし、  
第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 都市緑化審議会に関する  
こと。

第14条事業推進室の款に次の1号を加える。

- (9) 稲荷山トンネル安全対策委員会に関する  
こと。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)